

## 神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）交付要綱

平成 31 年 3 月 15 日 企画調整局長決裁

### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、奨学金の返還を要する市内就職者に対して、その返還を支援することにより、本市産業を担う人材を確保するとともに、市内定住者を増加させることを目的として、奨学金の返還に要する経費の一部を補助することについて、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則 38 号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

### （定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- （1） 大学等 大学（短期大学を含む。）、大学院、高等専門学校（4 年生以上）、専修学校、及び職業訓練施設のうち市長が認めるものをいう。
- （2） 専門士 専門士及び高度専門士の称号をいう。
- （3） 奨学金 日本学生支援機構の第一種及び第二種奨学金をいう。
- （4） 中小企業 市内に本社を有する企業で、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。
- （5） 既卒者 第 5 条に規定する申請を行う年度の前年度までに大学等を卒業した者（専修学校を卒業した者はあわせて専門士の称号が必要）をいう。

### （補助対象者の要件）

第 3 条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、奨学金の返還を行う者で、別表に定める要件を満たす者とする。

2 前項の要件を満たす者であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者の対象外とする。

- （1） 市税等を滞納している者
- （2） 前号のほか、市長が適切ではないと認める者

### （補助金の額）

第 4 条 市は、予算の定めるところにおいて、補助対象者に対し、第 6 条で規定する補助候補者認定通知書（変更があった場合は第 7 条で規定する変更通知書）で認定した中小企業に就職した日時点の奨学金返還残額の 2 分の 1 を交付するものとする。ただし、150 万円または第 12 条に規定する交付申請時点の奨学金返還残額のうち少額の方を上限とする。

2 前項の場合において、当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

### （補助候補者の認定の申請）

第 5 条 大学等に在学中で、この補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める

期日までに、神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）補助候補者認定申請書【在学生】（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請し、補助候補者の認定を受けなければならない。

- (1) 自己推薦書（様式第2号）
- (2) 住民票の写し
- (3) 奨学金の貸与状況を証する書類
- (4) 大学等に在学していることを証する書類
- (5) 大学等における学業成績を証する書類
- (6) 就職を希望する会社の事業内容証明書及び会社概要が確認できる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 既卒者で、この補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに、神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）補助候補者認定申請書【既卒者】（様式第1号-2）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請し、補助候補者の認定を受けなければならない。

- (1) 自己推薦書（様式第2号）
- (2) 住民票の写し
- (3) 奨学金の返還状況を証する書類
- (4) 大学等を卒業したことを証する書類
- (5) 専門士の称号を取得したことを証する書類（大学等のうち専修学校を卒業した者に限る）
- (6) 現勤務先（又は最終勤務先）の会社概要が確認できる書類  
※就職歴がない場合は、卒業大学等の学業成績証明書
- (7) 就職を希望する会社の事業内容証明書及び会社概要が確認できる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

（補助候補者の認定）

第6条 市長は、補助候補者の認定の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、その他市長が必要と認める審査を行い、申請者を補助候補者として認定すべきと認めた場合は、速やかに補助候補者の認定を行い、神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）補助候補者認定通知書（様式第3号）により、認定の申請をした者に通知するものとする。

（補助候補者認定内容の変更）

第7条 補助候補者の認定を受けた者で認定内容に変更があったときは、神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）補助候補者認定内容変更（取消）承認申請書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）補助候補者認定内容変更通知書（様式第5号）又は神戸

市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）補助候補者認定取消通知書（様式第 6 号）により補助候補者に通知するものとする。

（選考会）

第 8 条 市長は、補助候補者を選考するため、必要があると認める場合には、神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）補助候補者選考会（以下「選考会」という。）を置くものとする。

2 選考会の組織及び業務その他必要な事項は、市長が別に定める。

（就職報告）

第 9 条 補助候補者は、第 6 条に規定する補助候補者認定通知により認定した中小企業に就職後、市長が別に定める期日までに、神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）就職報告書（様式第 7 号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）住民票の写し（市内居住が確認できるもの）
- （2）大学等を卒業したことを証する書類（第 5 条に規定する申請時に既卒の者は除く）
- （3）専門士の称号を取得したことを証する書類（大学等のうち専修学校を卒業した者に限る）
- （4）奨学金の返還状況を証する書類
- （5）在職証明書（在任地がわかるもの）
- （6）神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書
- （7）その他市長が必要と認める書類

（状況報告）

第 10 条 補助候補者は、第 9 条に規定する就職報告を行なった年度の翌年度から、第 12 条に規定する交付申請を行なうまでの毎年度、市長が別に定める期日までに、神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）状況報告書（様式第 8 号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、規則第 13 条に規定する状況報告を行わなければならない。

- （1）住民票の写し
- （2）在職証明書（在任地がわかるもの）
- （3）その他市長が必要と認める書類

（補助候補者の認定の取消し等）

第 11 条 市長は、補助候補者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 6 条の規定による補助候補者の認定を取り消し、神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）補助候補者認定取消通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。ただし、やむを得ない理由により、市長が認めた場合は、この限りではない。

- （1）奨学金の貸与を取り消された場合
- （2）奨学金の返還が免除された場合
- （3）奨学金の返還を滞納した場合

- (4) 奨学金の返還を支援する別の制度（民間企業等が独自に実施する制度は除く）を利用した場合
  - (5) 補助候補者を辞退する申出があった場合
  - (6) 第 5 条に規定する申請を行なった年度内に大学等を卒業できない場合（既卒者は除く）
  - (7) 大学等のうち専修学校を卒業した者で、専門士の称号を取得していない場合
  - (8) 第 5 条の規定する申請を行った日の翌年度の 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間に、補助候補者認定通知書（変更があった場合は変更通知書）により認定した中小企業に就職しなかった場合
  - (9) 第 9 条に規定する就職報告後に、市外に転出した場合。ただし、転勤に伴う市外転出については、市外居住期間が就職日以降の市内居住期間を超えた場合
  - (10) 自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く）により離職した場合
  - (11) 会社都合及び病気、けが等やむを得ない事情による離職後、12 月を超えて補助対象業種のうち、市長が適当と認める中小企業に正規雇用により就職できなかった場合
  - (12) 離職期間が通算で 12 月を超えた場合
  - (13) 第 10 条に規定する状況報告または第 12 条に規定する実績報告の内容が、補助候補者認定通知（変更があった場合は変更通知）の内容と異なっているとき。
  - (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助候補者認定を不相当であると認めるとき。
- （交付申請等）

第 12 条 補助候補者は、第 3 条に規定する補助対象者の条件を満たした後、市長が別に定める期日までに、神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）交付申請及び実績報告書（様式第 9 号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、規則第 5 条に規定する交付申請及び規則第 15 条に規定する実績報告を行わなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 奨学金の返還状況を証する書類
- (3) 在職証明書（在任地がわかるもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第 13 条 規則第 6 条に規定する補助金の交付決定は、補助金交付決定通知書（様式第 10 号）により行うものとする。

（補助金の請求等）

第 14 条 第 13 条に規定する交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第 11 号）を市長が定める期日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、第 4 条で規定する金額分について、市長は速やかに、交付決定者に代わって独立行政法人日本学生支援機構への繰上返済を行う。

3 前項の時点で奨学金返還残額が第 4 条で規定する額に達しない場合は、差額を交付決定者に支払う。

(補助金の返還等)

第 15 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱その他関係法令に違反したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当であると認めるとき。

2 市長は、前項の取消しを決定したときは、神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）交付決定取消通知書（様式第 12 号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

#### 附 則

1 この要綱は、平成 29 年 5 月 31 日から施行する。

2 この要綱は、平成 30 年 3 月 23 日から施行する。

3 この要綱は、平成 30 年 10 月 9 日から施行する。

4 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象者の要件	補助対象業種
<p>第5条に規定する申請時に大学等に在学中の場合</p> <p>次のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 補助対象業種のうち、市長が適当と認める中小企業に正規雇用により就職した者</p> <p>(2) 第5条に規定する申請時の属する年度に大学等を卒業した者（大学等のうち専修学校を卒業した者は、専門士の称号を取得した者に限る）</p> <p>(3) 第6条（第7条）で認定（変更）した企業に就職後、市内に3年以上居住し、(1)の企業に通算3年以上勤務した者</p> <p>(4) 第5条に規定する申請を行う翌年度の4月1日において、満30歳以下の者</p>	<p>次のいずれかの分野に関連する業種</p> <p>(1) 医療・健康・福祉</p> <p>(2) 航空・宇宙</p> <p>(3) 環境・エネルギー</p> <p>(4) IT</p> <p>(5) 海洋・海事</p> <p>(6) 創造産業</p> <p>(7) その他市長が適当と認める業種</p>
<p>第5条に規定する申請時に既卒者の場合</p> <p>次のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 補助対象業種のうち、市長が適当と認める中小企業に正規雇用により就職した者</p> <p>(2) 市長が別に定める日から第5条に規定する申請を行った日までの間、市外に住所を有するもの。</p> <p>(3) 第6条（第7条）で認定（変更）した企業に就職後、市内に3年以上居住し、(1)の企業に通算3年以上勤務した者</p> <p>(4) 第5条に規定する申請を行う翌年度の4月1日において、満30歳以下の者</p>	

神戸市長 様

申請者 住 所  
氏 名

印

神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）補助候補者認定申請書【在学生】

補助候補者の認定を受けたいので、神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）交付要綱第5条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

就職希望	企業	企業名		内定	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		所在地		業種	
				電話番号	
		備考			
申請者	現住所	〒			
	(ふりがな) 氏名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日	年 月 日	年齢	歳	
	連絡先	電話番号： E-MAIL：			
修学先	名称	※学部、学科、研究科、コース等まで記載してください。			
	所在地	〒			
	在籍学年				
	卒業(予定) 年月日	年 月 日			
奨学金	名称	日本学生支援機構第1種奨学金			
	金額	円/月（総額 円※申請日時点）			
	返還残額	円 ※就職時点の予定残額			
	貸与期間	年 月 ～ 年 月			

※関係書類

- (1) 自己推薦書
- (2) 住民票の写し※交付日が申請日の一ヶ月前までのもの
- (3) 奨学金貸与証明書
- (4) 大学等に在学していることを証する書類（在学証明書等）
- (5) 大学等における学業成績を証する書類（学業成績証明書等）※直近のもの
- (6) 就職を希望する会社の事業内容証明書及び会社概要が確認できる書類

神戸市長 様

申請者 住 所

氏 名

印

神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）補助候補者認定申請書【既卒者】

補助候補者の認定を受けたいので、神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）交付要綱第5条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

就職希望	企業	企業名		内定	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		所在地		業種	
	備考			電話番号	
申請者	現住所	〒			
	(ふりがな) 氏名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日	年 月 日	年齢	歳	
	連絡先	電話番号： E-MAIL：			
卒業大学等	名称	※学部、学科、研究科、コース等まで記載してください。			
	所在地				
	卒業年月日				
(又は最終勤務先)	名称				
	本店所在地				
	事業内容				
奨学金	名称	日本学生支援機構第1種奨学金			
	金額	円/月 (総額		円※申請日時点)	
	返還残額	円 ※就職時点の予定残額			
	貸与期間	年 月 ~ 年 月			

※関係書類

- (1) 自己推薦書
- (2) 住民票の写し (交付日が申請日の一ヶ月前までのもの)
- (3) 奨学金返還証明書
- (4) 大学等を卒業したことを証する書類 (卒業証明書等)
- (5) 専門士の称号を取得したことを証する書類 (専修学校卒業者に限る)
- (6) 直近勤務先 (現勤務先含む) の会社概要が確認できる書類
- (7) 就職を希望する会社の事業内容証明書及び会社概要が確認できる書類

## 自己推薦書

■ 修学先での専門分野及び研究内容（取組んだ研究の概要、その結果得られた技量・資格等について記載）（300字程度）

■ 大学等入学後に取組んだ社会貢献活動（ボランティア、地域貢献活動など学業や職務以外で取組んだ活動について記載）（300字程度）

■ 就職を希望する産業分野及びその理由（就職したい産業分野、職種及び就職先を選んだ理由、並びに就職先で発揮したい能力などについて記載）（300字程度）

■ 神戸市への貢献（神戸への思い・イメージ、神戸市に貢献できると思うことについて記載）（300字程度）

■ 現在保有する資格等（語学を含む）

様式第3号（第6条関係）

神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）補助候補者認定通知書

第 号  
平成 年 月 日

様

神戸市長 印

神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり補助候補者として認定したので通知します。

記

認定就職先	企業名			
	所在地			
	備考	上記企業以外に就職したときも、補助金の交付対象になる場合があります。内定先が認定就職先と異なる場合は、神戸市就職者奨学金返還支援補助金補助候補者認定内容変更（取消）承認申請書（様式第3号）をご提出ください。		
補助候補者	現住所	〒		
	(ふりがな)氏名	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日	年 月 日		
修学先又は卒業大学等	名称			
	所在地	〒		
	卒業(予定)年月日	年 月 日		
(又は最終勤務先)	名称			
	本店所在地			
	事業内容			
奨学金	名称 ※該当するものに○を記入	日本学生支援機構（第一種・第二種）奨学金		
	返還残額	円		
	貸与期間	年 月 ~ 年 月		

平成 年 月 日

神戸市長様

補助候補者 住所  
氏名 印

神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）補助候補者認定内容変更（取消）承認申請書

平成 年 月 日付 第 号をもって補助候補者認定のあった神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）について、次のとおり補助候補者認定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

変更（取消）の理由	
変更前	
変更後	
変更になった日	年 月 日
添付書類	・変更となった内容を証明できる書類

様式第5号（第7条関係）

神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）補助候補者認定内容変更通知書

第 号  
平成 年 月 日

様

神戸市長 印

平成 年 月 日付で変更申請のあった神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）補助候補者の認定内容変更について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

認定就職先	企業名			
	所在地			
補助候補者	現住所	〒		
	(ふりがな) 氏名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日		
(又は卒業大学等) 修学先	名称			
	所在地	〒		
	卒業(予定) 年月日	年 月 日		
(又は最終勤務先) 現勤務先	名称			
	本店所在地			
	事業内容			
奨学金	名称 ※該当するものに○を記入	日本学生支援機構（第一種・第二種）奨学金		
	返還残額	円		
	貸与期間	年 月～ 年 月		

様式第6号（第7・11条関係）

神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）補助候補者認定取消通知書

第 号

平成 年 月 日

様

神戸市長 印

平成 年 月 日付 第 号で決定した神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）補助候補者の認定について、次のとおり取消したので通知します。

記

補助候補者認定日・番号	平成 年 月 日付 第 号
補助候補者認定取消しの理由	

神戸市長 様

神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）就職報告書

就職先の報告を行いたいので、神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）  
交付要綱第9条第1項の規定により関係書類を添えて報告します。

記

申請者	現住所	〒
	氏名	印
	電話番号	電話番号：
		E-MAIL：
大学等卒業年月	年 月 卒業	
就職先	会社名	
	所在地	〒
	事業内容	
	電話番号	
	就職日	0年 月 日
奨学金	名称 ※該当するものに○を記入	日本学生支援機構（第一種・第二種）奨学金
	返還残額	円 ※就職日時点の残額
	貸与期間	年 月 ～ 年 月

※関係書類

- (1) 住民票の写し
- (2) 大学等の卒業証明書（補助候補者申請時に既卒の者は除く）
- (3) 専門士の称号を取得したことを証する書類（専修学校卒業者に限る）
- (4) 奨学金返還証明書
- (5) 在職証明書（在任地がわかるもの）
- (6) 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書

神戸市長 様

補助候補者 住 所 氏 名 印

神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）状況報告書

就職後の状況について報告したいので、神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

就業実績	就業期間	就業月数	就業先	所在地
	年 月 日から 年 月 日まで			電話：
	年 月 日から 年 月 日まで			電話：
奨学金	名 称 ※該当するものに○を記入	日本学生支援機構（第一種・第二種）奨学金		
	返還残額	円 ※書類提出時点		

※就職報告書による就職報告から、現在までの就業期間について報告してください。

※関係書類

- (1) 住民票の写し
- (2) 在職証明書（在任地がわかるもの）

神戸市長 様

補助候補者 住 所  
氏 名

印

神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）交付申請兼実績報告書

神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）の交付を受けたいので、神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）交付要綱第12条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請及び報告します。

記

就業実績	就業期間	就業月数	就業先	所在地
	年 月 日から 年 月 日まで			電話：
	年 月 日から 年 月 日まで			電話：
奨学金	名 称 ※該当するものに○を記入	日本学生支援機構（第一種・第二種）奨学金		
	返還残額	円 ※書類提出時点		

※就職報告書による就職報告から、現在までの就業期間について報告してください。

※関係書類

- (1) 住民票の写し
- (2) 奨学金返還証明書
- (3) 在職証明書（在任地がわかるもの）

年 月 日

様式第10号（第13条関係）

神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）交付決定通知書

第 号  
平成 年 月 日

様

神戸市長 印

平成 年 月 日付で申請のあった神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）
補助金等の決定額	金 円
特記事項	

年 月 日

様式第11号（第14条関係）

## 補助金請求書

補助金の名称	神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）
請求金額	円
補助額	円

上記のとおり、補助金等を交付されたく請求します。

平成 年 月 日

神戸市長様

住所

氏名

印

様式第12号（第15条関係）

神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）交付決定取消通知書

第 号  
平成 年 月 日

様

神戸市長 印

平成 年 月 日付 第 号で交付決定した神戸市奨学金返還支援補助金（戦略産業等就職者）について、次のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

交付決定日・番号	平成 年 月 日付 第 号
交付決定取消しの理由	